

指定管理者募集要項

農林業ふれあい施設

○花畑園芸公園

○福岡市市民リフレッシュ農園

・今津リフレッシュ農園

・立花寺緑地リフレッシュ農園

令和7年7月

福岡市農林水産局

目 次

1	指定管理者制度の趣旨	・ ・ ・	2
2	農林業ふれあい施設について	・ ・ ・	2
3	指定期間	・ ・ ・	3
4	管理・運營業務内容	・ ・ ・	3
5	管理・運営経費について	・ ・ ・	4
6	応募について	・ ・ ・	5
7	募集手続等について	・ ・ ・	8
8	選定について	・ ・ ・	1 1
9	選定後の流れについて	・ ・ ・	1 3
1 0	協定について	・ ・ ・	1 4
1 1	モニタリング	・ ・ ・	1 5
1 2	その他	・ ・ ・	1 6

別紙 1 指定管理者応募様式集

別紙 2 指定管理者管理運営仕様書

1 指定管理者制度の趣旨

指定管理者制度は、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、経費の節減だけでなく住民サービスの向上を図ることを目的とした制度です。

農林業ふれあい施設の指定管理者の指定にあたっては、広く事業者を募集し、管理運営について、制度趣旨を踏まえた創意工夫のある提案を募集します。

2 農林業ふれあい施設について

この募集要項において指定管理者を募集する農林業ふれあい施設とは、福岡市農林水産局が所管する下記の施設をいいます。

① 花畑園芸公園

②－1 今津リフレッシュ農園

②－2 立花寺緑地リフレッシュ農園

(②－1 及び②－2 の総称を「福岡市市民リフレッシュ農園」といいます。)

(1) 施設の役割

① 花畑園芸公園

花畑園芸公園は、福岡県農業試験場跡地の立地条件を活かし、園芸振興拠点施設として園芸作物の総合的な実験展示及び市民の園芸知識向上の場とするとともに、市民が自然に親しめる緑の憩いの場として、昭和59年11月に開園した果樹を特色とする都市公園です。

みかん狩り等の果実採取、農園芸相談、実習農園体験等の様々な講座の実施など、広く市民に利用されています。

② 福岡市市民リフレッシュ農園

福岡市市民リフレッシュ農園は、農作物の栽培体験の場を提供することにより、市民の余暇の活用及び健康の増進に寄与するとともに農業への理解を促進し、もって本市農業の振興及び活性化に資することを目的とした、市民向け農園です。

②－1 今津リフレッシュ農園

平成9年開園。ふれあい農園ではじゃがいも・玉ねぎ・いちご等の収穫体験、夏～秋にはぶどう・みかんの果樹採取体験が楽しめます。

②－2 立花寺緑地リフレッシュ農園

平成15年開園。体験農園以外にも芝生広場等を整備し、緑の憩いの場として広く市民に利用されています。

(2) 施設の概要

① 花畑園芸公園

- ア 所在地 福岡市南区大字桧原及び柏原七丁目
- イ 敷地面積 14.7ha
- ウ 主な施設 常緑果樹展示園、落葉果樹展示園、珍果樹展示園、熱帯果樹温室、養液栽培施設、ブドウ室、園芸センター、展望台、レストハウス、芝生広場、催し広場、花壇広場、駐車場、管理事務所
- エ 設置年月 昭和59年11月

②-1 今津リフレッシュ農園

- ア 所在地 福岡市西区今津
- イ 敷地面積 7ha
- ウ 主な施設 体験農園（休憩ハウス付農園、集合農園、棚式農園）、ふれあい農園、果実採取園、モデル農園、交流センター、作業棟、調理棟、芝生広場、調整池、駐車場
- エ 設置年月 平成9年9月（平成7年8月一部開園）

②-2 立花寺緑地リフレッシュ農園

- ア 所在地 福岡市博多区立花寺二丁目
- イ 敷地面積 1.7ha
- ウ 主な施設 集合農園、クラブハウス、倉庫棟、四季の丘広場、芝生広場、憩いの広場、人工流水路、遊具、駐車場
- エ 設置年月 平成15年9月

(3) 施設に附属する備品

備品については、仕様書にある「備品台帳」のとおりであり、無償で貸与します。

3 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間

4 管理・運營業務内容

管理・運營業務内容の詳細については、別紙2「指定管理者 管理運営仕様書」のとおりです。

5 管理・運営経費について

(1) 管理・運営に関し本市が負担する令和8年度指定管理料の上限(税込)

1	花畑園芸公園	109,856千円
2-1	今津リフレッシュ農園	59,808千円
2-2	立花寺緑地リフレッシュ農園	29,966千円

(実際にお支払いする指定管理料は、会計年度(4月1日から翌年3月31日まで)ごとに、指定管理者から応募時に提案された金額をもとに、毎年度、実施協定書を締結する中で市と指定管理者の協議によって決定します。)

(2) 本市が支払う指定管理料に含まれるもの

指定管理料については、管理運営業務の執行に係る次の経費が含まれるものとして、その金額をお支払いします。なお、原則、余剰が生じた場合でも市への返納は不要です。(ただし、修繕費及び備品購入費については除く。)

- ① 人件費
- ② 事務費
- ③ 管理費(※修繕費及び備品購入費(年度末に精算します。)、光熱水費、保守管理費等)
- ④ 事業費

<修繕費の取扱い>

- ・修繕については、指定管理者が臨機応変に対応できるよう、指定管理料のうち、各施設下記の金額を修繕費と定め、年度終了後の実績報告に基づき精算を行います。精算の結果、余剰が生じた場合は、市へ返納していただきます。不足が生じる場合は、市と協議し、市が必要性を認めたときは、追加で支給を行うこととします。なお、予算を超えた場合は、修繕費と備品購入費との間での流用を可能とします。
- ・修繕を行う場合は、原則、市との事前協議が必要です。(軽微なもの(20万円以内)及び緊急を要するものを除く。)

1	花畑園芸公園	1,500千円(税込)
2-1	今津リフレッシュ農園	1,100千円(税込)
2-2	立花寺緑地リフレッシュ農園	450千円(税込)

<備品購入費の取扱い>

- ・公の施設に必要な備品は、指定管理者が臨機応変に対応できるよう、指定管理料のうち、各施設下記の金額を備品購入費と定め、年度終了後の実績報告に基づき精算を行います。精算の結果、余剰が生じる場合は、市へ返納していただきます。不足が生じ

る場合は、市と協議し、市が必要性を認めたときは、追加で支給を行うこととします。
なお、予算を超えた場合は、修繕費と備品購入費との間での流用を可能とします。

- ・備品とは、購入価格が概ね税込 5 万円以上かつ耐用年数が 2 年以上のものをいいます。
なお、指定管理料で購入した備品の帰属は、本市となります。

①	花畑園芸公園	300 千円（税込）
②ー 1	今津リフレッシュ農園	300 千円（税込）
②ー 2	立花寺緑地リフレッシュ農園	200 千円（税込）

（３）指定管理料の支払い

会計年度（４月１日から翌年３月３１日まで）ごとにお支払いします。

なお、支払い方法については、毎月、前金でお支払いします。（具体的な支払方法等は、協定等で定めます。）

（４）管理口座

指定管理料及び収入は、当該指定管理業務専用の口座を用意し、他の事業等で使用している口座とは別に管理してください。

６ 応募について

（１）応募資格

- ① 法人その他の団体（以下「団体」という。）であること
 - ・個人での応募はできません。
 - ・複数の団体により構成されるグループ（以下「グループ」という。）で応募することができます。この場合は、応募時に共同事業体を結成し、代表構成団体（他の団体は構成団体とします。）を定め、共同事業体内の責任分担を明確にしておいてください。
- ② 応募団体（グループの場合、代表構成団体及び構成団体）は、福岡市内に事務所を置くものとします。
- ③ 応募者の制限
 - 次に該当する団体は、応募者となることができません。また、グループで応募する場合の構成団体となることもできません。
 - a 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。）第 167 条の 4 の規定に該当する者
 - b 募集要項等公表の日から候補者決定の日までの間に、福岡市競争入札参加停止等措置要領に基づく競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている期間がある者

※措置要領が掲示されているホームページアドレス

https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku_kanri/keiyaku_hp/law_index.html

- c 募集要項等公表の日から候補者決定の日までの間に、福岡市競争入札参加停止等措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当する者
- d 団体（任意団体にあつてはその代表者）が、所得税、法人税、消費税、地方消費税及び市町村税に係る徴収金を滞納している者
- e 自らの責めに帰すべき事由により、5年以内に指定管理者の指定の取消しを受けた者
- f 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者
- g 団体又はその代表者が、次のいずれかに該当する者
 - ア 暴力団員が事業主又は役員に就任していること
 - イ 暴力団員が実質的に運営していること
 - ウ 暴力団員であることを知りながら当該暴力団員を雇用し、又は使用していること
 - エ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら当該暴力団員と商取引に係る契約を締結していること
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与していること
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していること
- h 団体及びその代表者が、指定管理者として行う業務に関連する法規に違反する者として関係機関に認定された日から2年を経過しない者

（２）留意事項

① 接触の禁止

選定委員、本市職員及び募集関係者に対して、本件応募についての接触を禁じます。接触の事実が認められた場合は、失格となることがあります。

② 重複応募の禁止

施設ごとに、1団体（グループ）につき、応募は1件とします。同一施設について、同一団体（グループ）が複数の応募を行うことや、他のグループの代表構成団体及び構成団体になることはできません。

③ 応募内容変更の禁止

提出された書類の内容を変更することはできません。

④ 応募の無効

次のいずれかに該当する応募は無効とし、無効の応募を行った者を候補者とした場合

は、候補者の決定を取り消すものとします。

- a 参加資格のない者が応募したもの
- b 応募書類に虚偽の記載があるもの
- c 応募書類が所定の日時までに到着しないもの
- d 同一の応募者から同一施設に二つ以上の応募があった場合
- e 応募書類に必要な記名押印がないもの
- f 金額その他主要事項の記載が不明確なもの
- g その他応募に際し不正の行為があったと認められるもの
- h その他応募に関する条件に違反したもの

⑤ 応募書類の取扱い

応募書類は、理由のいかんを問わず返却しません。

⑥ 応募の辞退

応募書類を提出した後に辞退する際には取下げ書（様式 14）を提出してください。

⑦ 費用負担

応募に関して必要となる費用は、団体の負担とします。

⑧ 使用言語及び単位

本事業の手続きに関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号。）に規定するもの、使用通貨は日本円、時刻は日本標準時とします。

⑨ 応募書類の追加

市が必要と認める場合は、追加して書類の提出を求めることがあります。

⑩ 募集の中止等

天変地異等やむを得ない理由により、募集の執行ができないときは、これを延期し、又は中止する場合があります。

また、応募者の談合の疑い、不正不穏行動等により応募を公正に執行できないと認められるときには、応募の執行を延期し、又は中止する場合があります。

⑪ 提出書類の取扱い・著作権

団体の提出する書類の著作権は、それぞれ作成した団体に帰属します。

ただし、福岡市情報公開条例（平成 14 年条例第 3 号。以下同じ。）第 7 条の規定に基づき応募内容を公表する場合、その他本市が必要と認める場合は、提出書類の全部又は一部を無償で使用できるものとします。

⑫ その他

- a 応募者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法第 54 号。）に抵触する行為を行ってはなりません。
- b 応募者は、応募にあたっては、競争を制限する目的で他の応募者と提案価格又は応募意志についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければなりません。

- c 応募者は、優先交渉権者の決定前に他の応募者に対して提案価格を開示してはなりません。

7 募集手続等について

(1) 指定管理者の募集スケジュール

- | | |
|-----------------|-------------------------|
| ① 募集の周知 | 令和7年7月14日(月) ～ 9月 1日(月) |
| ② 募集要項の配布 | 7月14日(月) ～ 9月 1日(月) |
| ③ 募集要項に関する質問の受付 | 7月14日(月) ～ 7月31日(木) |
| ④ 募集要項に関する質問の回答 | 8月 8日(金) |
| ⑤ 応募書類の受付 | 8月18日(月) ～ 9月 1日(月) |

(2) 指定管理者の募集手続

- ① 募集要項の配布
配布期間：令和7年7月14日(月)～9月 1日(月)午後5時まで
配布場所：福岡市ホームページからダウンロードしてください。
- ② 募集要項に関する質問の受付
募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。
受付期間：令和7年7月14日(月)10時～7月31日(木)午後5時まで
受付方法：質問書(様式13)に記入のうえ、問い合わせ先(17ページ記載)へ電子メールに添付して送付し、質問書を提出した旨を電話で連絡してください。
- ③ 募集要項に関する質問の回答
質問に対する回答は福岡市ホームページへ掲載いたします。(8月8日掲載予定)
- ④ 現地見学会
施設等の現地見学会は、施設を公開していることから実施しません。
応募予定団体が自ら現地を見学することは構いませんが、現地管理事務所の職員から直接説明を受けることはできません。

(3) 応募書類

応募時に次の書類をそれぞれ6部(原本1部、コピー5部)提出してください。様式を定めるものについては、別紙1「指定管理者応募様式集」のとおりです。なお、様式の規格は、A4縦、片面印刷とします。

- ① 指定申請書(様式1)
グループによる応募の場合は、付属資料として、共同事業体協定書の写し及び共同事業体応募構成書(様式2)を提出してください。
- ② 事業者に関する書類

- a 団体概要説明書（様式3）
- b 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- c 申請書を提出する日の属する事業年度の事業計画書及び過去2か年の事業報告書（設立2年以内の場合は、設立後の事業報告書）
- d 法人にあつては、
 - i 当該法人の登記事項証明書（申請日前3か月以内に発行されたもの）
 - ii 法人税、消費税、地方消費税及び市町村税に係る徴収金に滞納がないことの証明書（申請日前3か月以内に発行されたもの）
 - iii 貸借対照表（過去3年分）
 - iv 損益計算書（過去3年分）及び付属書類
〈付属書類〉
 - ・製造原価報告書等の原価の明細・販売費及び一般管理費等の明細
 - ・その他人件費が含まれる費用があればその明細
 - v 人員表（過去3年分の各決算期末の常勤役員数、従業員数、非常勤従業員数（パートタイマー、アルバイト）。なお、非常勤従業員数は、8時間で1人と換算してください。）
 - vi 役員名簿（氏名・フリガナ・性別・生年月日）（様式4）

※共同事業体で応募する場合は、それぞれの構成団体の上記書類を提出してください。

- e その他の団体にあつては、
 - i 申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び過去2か年の収支決算書（設立2年以内の場合は、設立後の収支決算書）
 - ii 財産目録
 - iii 所得税、消費税、地方消費税及び市町村税に係る徴収金に滞納がないことの証明書（申請日前3か月以内に発行されたもの）
 - iv 人員表（過去3年分の各決算期末の常勤役員数、従業員数、非常勤従業員数（パートタイマー、アルバイト）。なお、非常勤従業員数は、8時間で1人と換算してください。）
 - v 役員名簿（氏名・フリガナ・性別・生年月日）（様式4）

※役員名簿により収集した個人情報については、指定管理者からの暴力団排除のため、福岡県警察への照会確認に使用します。

福岡市では、市の事務事業からの暴力団排除に向けて全庁を挙げて取り組んでおります。暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者に対し、指定管理者の応募資格から除外する等の措置を行うこととしておりますので、ご協力の程お願い致します。

③ 提案書

- a 管理運営業務の事業計画書（様式5）

様式は任意/A4縦サイズ/表紙の次に目次、それ以降のページに1からページ番号を記載/片面印刷 ※記入についての枚数制限はありません。

※事業計画書には、応募団体名（共同事業体名、構成団体名を含む。）及びそれが推定されるもの（ロゴ、企業グループ名、ブランド名等）は記載しないでください。

b 令和8年度収支計画（様式6）

- ④ 指定管理の実績（施設名、指定期間、指定の取消しの有無）を記載した書類（様式は任意）（他都市での指定管理の実績も含む。）

- ⑤ 暴力団排除に関する誓約書（様式7）

※暴力団排除に関する誓約書については、福岡市の競争入札有資格者名簿に登録されていない団体の場合のみ提出してください。

※共同事業体で応募する場合は、それぞれの構成団体の上記書類を提出してください。

- ⑥ 中小企業の活性化に係る評価に関する申立書（様式8）

※中小企業の活性化に係る評価に関する申立書については、中小企業（みなし大企業を除く）に該当する団体の場合のみ提出してください。

- ⑦ 団体運営における法令等の遵守状況に関する申立書

- a 福岡市における競争入札参加停止措置に関する申立書（様式9）

福岡市競争入札参加停止等措置要領に基づく競争入札参加停止措置を受け、指定管理者募集の公告日に、競争入札参加停止の措置期間満了日の翌日を起算日とする競争入札参加停止の措置期間と同期間がかかる者（図1の事例2に該当する者）

※共同事業体で応募する場合は、それぞれの構成団体の上記書類を提出してください。

- b 福岡市における競争入札参加停止措置の概要（申立書）（様式10）及びその添付書類

※bは、aの申立書において「該当がある」とした場合のみ提出してください。

- c 国又は他の地方公共団体における競争入札参加停止措置に関する申立書（様式11）

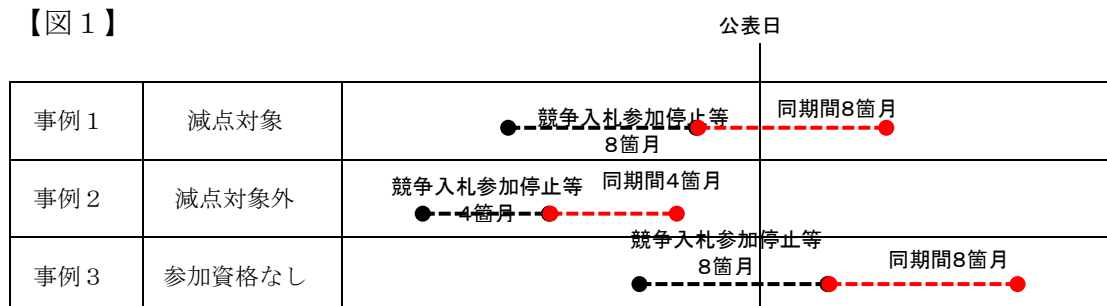
国又は他の地方公共団体から競争入札参加停止措置を受けた者で、指定管理者募集の公告日前日までの過去2年間に、競争入札参加停止の措置期間がかかる者（図2に該当する者）

※共同事業体で応募する場合は、それぞれの構成団体の上記書類を提出してください。

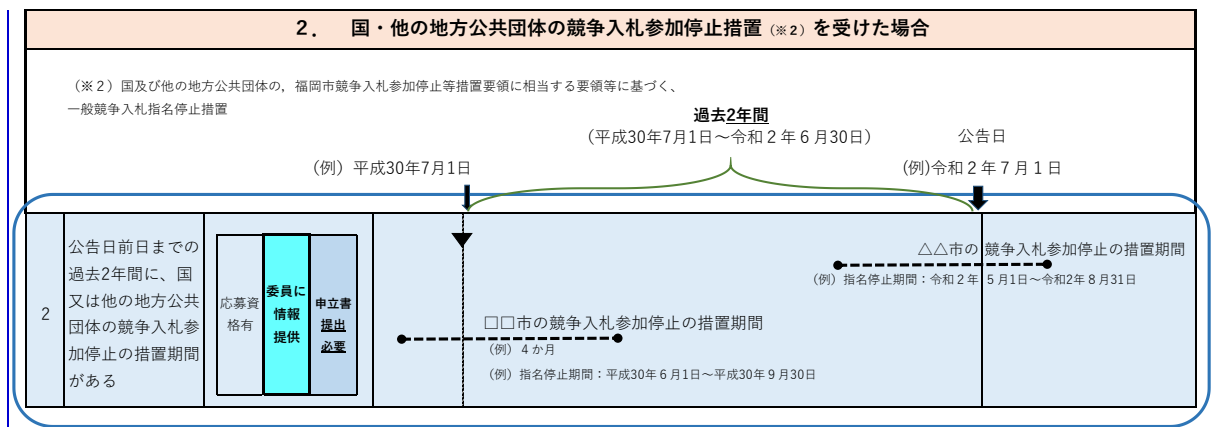
- d 国又は他の地方公共団体における競争入札参加停止措置の概要（申立書）（様式12）及びその添付書類

※dは、cの申立書において「該当がある」とした場合のみ提出してください。

【図1】



【図 2】



⑧ その他、本市が必要と認めた場合は、追加書類の提出を求める場合があります。

（4）応募書類の受付

応募書類を次のとおり受け付けます。

受付期間：令和7年8月18日（月）～ 9月 1日（月）（土日祝日を除く。）

午前10時～午後5時（正午～午後1時を除く）

受付方法：持参による提出。

受付先：問い合わせ先（17ページ記載）に同じ

8 選定について

（1）選定手続

指定管理者の選定は、公募型プロポーザル方式により審査を実施し、指定管理者の候補者を選定します。

（2）選定委員会

指定管理者の候補者を選定するため、農林業ふれあい施設の指定管理者選定委員会を設置します。

選定委員会とは、

- ① 指定管理者の候補者の選定のため、選定基準や募集要項の検討を行う。
- ② 団体から提出される応募書類について、ヒアリングなどで詳細な内容を把握し、本市が選定するうえで参考となる意見を述べる。

など、選定過程において、重要な役割を担う協議会です。

（3）選定の流れ

① 応募書類の確認（資格審査）

団体からの提出資料については、応募資格を満たしているのかを事務局で確認します。その結果、応募に関する制限事項及び禁止事項に該当すると認められた団体

は、ヒアリングに参加することができません。その場合は、該当する団体あてに郵送にて通知します。

② ヒアリングの実施

資格審査を通過した団体に対して、選定委員会によりヒアリングを実施したうえで、提案された内容を総合的に審査します。

開催日時：令和7年9月中旬（予定）

※応募書類として提出した提案書を使用してプレゼンテーションを行っていただきます。

※ヒアリングの実施方法の詳細については、別途通知します。

（４）選定における評価基準について

応募内容を以下の基準により審査し、農林業ふれあい施設の各施設を最も適切に管理することができる団体を選定します。

ただし、評価点の平均が117点以上であることを最低制限基準とし、これを満たさない団体については選定から除外します。次点候補者の選定及び応募団体が1団体のみであった場合も同様とします。

〔１〕施設運営の考え方（５点）

施設の設置目的を踏まえた適切な運営ができる団体であるか。

〔２〕業務遂行力（９０点）

施設の管理運営を行う能力を十分に備えた団体であるか。

- ① 経営の安定性
- ② 年間計画
- ③ 要員配置計画及び必要な人材の確保・育成計画
- ④ 危機管理・安全対策
- ⑤ 個人情報の保護・情報公開・暴力団排除・コンプライアンス向上
- ⑥ 環境への配慮

〔３〕施設の効用の発揮（８０点）

施設の効用を十分発揮できる団体であるか。

- ① 利用者サービスの質の確保・向上
- ② 効果的な集客・利用促進
- ③ 地域やボランティアとの連携
- ④ 効率的運営、効率化への取組

〔４〕収支計画（２０点）

提案内容に見合った無理のない収支計画であり、かつ効率的な管理運営ができる団体であるか。

〔５〕地場中小企業の活性化（５点）

地場中小企業の活性化及び育成を図るため、応募団体（グループの場合、構成団体のいずれか）が要件に該当する場合に加点する。

〔６〕団体運営における法令等の遵守状況（審査項目に該当する場合、５点を減点）

法令等を遵守した運営を行う団体であるか。

〔７〕指定管理業務における不適切行為（該当する場合、５点を減点）

令和８年４月１日から遡って５年の間に、本市での指定管理業務において、不適切な行為により「業務の停止」や「改善指導（厳重注意）」を受けた団体であるか。

（５）候補者の選定方法

指定管理者の候補者の選定は、次の手順により行います。

- ① 選定委員ごとに、審査項目の配点（２００点満点）に基づき、各団体の評価点を集計するとともに、上記（４）の〔５〕〔６〕〔７〕に該当する団体については加点又は減点を行います。
団体ごとに評価点の平均を算出し、最低制限基準点（１１７点）に満たない場合は、これ以降の集計及び審査から除外します。
- ② 選定委員ごとに、評価点が高い団体から順に、５点、４点、３点、２点、１点、６位以下は０点として順位点を付けます。
- ③ 各団体の選定委員全員分の順位点を合計した総合順位点を集計し、得点上位５団体を最終審査候補とします。
- ④ ヒアリングの結果や選定委員会の意見を参考に総合的に判断し、総合順位点上位５団体の中から、市が指定管理者の候補者を決定します。

９ 選定後の流れについて

（１）選定後のスケジュール

- | | |
|---------------------|-------------|
| ① 選定結果の通知 | 令和７年１０月中旬予定 |
| ② 指定管理者の候補者の公表 | １０月中旬予定 |
| ③ 指定管理者の候補者との仮協定の締結 | １１月上旬予定 |
| ④ 指定管理者の指定（基本協定締結） | １２月予定 |
| ⑤ 指定管理者との実施協定締結 | 令和８年４月１日予定 |

（２）選定結果等の通知及び公表

選定結果は、応募書類を提出した応募者に対して速やかに郵送にて通知します。

なお、グループで応募した場合は、グループの代表構成団体宛に通知します。

また、選定の経過及び結果は、指定管理者の候補者を選定した後に、福岡市のホーム

ページへの掲載等により公表します。ホームページには、候補者及び第2順位（次点）の団体名も公表します。

（３）選定された指定管理者の候補者との協議

本市は、指定された指定管理者の候補者と細目を協議し、協議成立後、仮協定を締結します。候補者との協議が成立しない場合は、次点の候補者と協議を行います。

なお、次点としての権利を有しているのは、令和7年度末までです。

（４）指定管理者の指定

議会の議決後に、指定管理者の候補者を指定管理者に指定します。（12月予定）

（５）協定の締結

指定管理者の候補者は、議会の議決後に指定管理者として指定され、この指定の日から、先に締結した仮協定が本市との正式な協定となります。

（６）苦情の申立て

選定されなかった者のうち、選定結果に不服があり、選定過程に瑕疵があったことを説明できる者は、選定の結果通知を行った日の翌日から起算して10日（休日を除く。）以内に、市長に対して苦情の申立てを行うことができる。ただし、苦情の申立ては、原則として、指定手続きの執行を妨げるものではない。

10 協定について

選定された指定管理者の候補者との協議を踏まえ、仮協定を締結します。議会の議決後に候補者を指定管理者として指定するとともに、仮協定を正式な基本協定とします。

なお、応募者が、以下の「（３）留意事項」に規定する条件に該当する場合は、基本協定を締結しない場合があります。

（１）基本協定

- ① 管理業務の基本的項目（業務の範囲、指定の期間等）
- ② 実施協定の締結
- ③ 経理に関する事項
- ④ 事業の報告、モニタリング等に関する事項
- ⑤ 委託料の支払に関する事項
- ⑥ 損害賠償に関する事項
- ⑦ 情報公開及び秘密の保持に関する事項
- ⑧ 個人情報の取扱いに関する事項
- ⑨ 指定の取消に関する事項
- ⑩ 指定期間終了時に関する事項
- ⑪ 法令、条例等に関する事項

⑫ その他市が必要と認める事項

(2) 実施協定

基本協定に基づき、毎年度、本市が指定管理者に支出する指定管理料に関する事項等について、実施協定書を締結します。

なお、実施協定書の締結にあたり、毎年度2月末までに事業計画書を市に提出いただきます。

(3) 留意事項

候補者決定の翌日から、「指定管理者の指定」の承認に係る議会の議決日までの間に、候補者が参加資格を欠くに至った場合、本市は基本協定を締結しない場合があります。また、候補者が以下の各号のいずれかに該当するときは、本市は、基本協定を締結しない場合があります。この場合、本市は、一切の損害賠償の責めを負わないものとします。

- ① 著しく信義に反する行為があったことが明らかになり、協定の相手方として不適当であると認められるとき。
- ② 協定の履行が困難と認められる事由が生じたとき。

1 1 モニタリング

(1) モニタリングとは

指定管理者による公の施設の管理運営に関し、法令、条例、協定書、仕様書等で定めている施設の運営や維持管理に関する業務を指定管理者が適切に実施しているかどうか、指定管理者によって提供されるサービスの水準が市の要求水準を満たしているかどうか等について、管理運営業務等の実施状況を①点検（各種報告書、実地調査、利用者アンケート等の確認）し、②評価（指定管理者自己評価、第三者評価、市による総合評価）を行うことです。本市は、指定期間中にモニタリングを実施します。なお、評価にあたり、指定期間中に2回（2年目、4年目）、有識者・専門家等からなる第三者評価を行います。

(2) 事業報告書等の提出

指定管理者は、毎年度終了後、地方自治法第244条の2第7項の規定に基づく事業報告書、月次報告書、指定管理者自己評価シート（利用者アンケート結果を含む。）を提出いただきます。

(3) モニタリングの実施

モニタリングの実施時期や項目については、協定等において定めます。

(4) 業務の基準を満たしていない場合の措置

モニタリングの結果、指定管理者の業務が基準を満たしていないと判断した場合、本市は、指定管理者が必要な改善措置を講じるよう通知や是正指示を行い、それでも改善が見られない場合は、指定を取り消すことがあります。

12 その他

(1) 関係法令の遵守

業務を遂行するうえで、関連する法令を必ず遵守する必要があります。

農林業ふれあい施設の各施設における関連する法令については、別紙2「指定管理者管理運営仕様書」に記載しています。

(2) 引継業務

引継業務の内容については、概ね次のとおりです。引継業務等における人件費等の費用はすべて指定管理者として指定された団体の負担となります。また、新しく指定管理者が変える場合は、同様に次期指定管理者への引継業務を実施してください。

- ① 従前の指定管理者からの業務引継
- ② 事業計画書作成業務 など

(3) 監査

- ① 指定管理者は、施設の設置者たる地方公共団体の事務を監査するのに必要な範囲で、調査の対象となり、帳簿書類その他の記録を提出しなければなりません。
- ② 議会から監査委員又は個別外部監査人に対し、地方公共団体の事務に関する監査の求めがあった場合においても、地方公共団体の事務を監査するのに必要な範囲で、指定管理者は出頭を求められ、調査の対象となり、帳簿書類その他の記録を提出しなければなりません。

(4) 公表・公開について

選定の過程や選定結果、指定管理者の評価結果については、本市ホームページにて公表します。

本事業については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。）第5条及び福岡市情報公開条例第7条の規定に基づき、情報を公開します。

なお、参加表明書等及び提案書等についても、福岡市情報公開条例第2条第2号に規定する公文書となるため、決定結果に関わらず情報公開の対象となります。ただし、福岡市情報公開条例第7条に規定する非公開情報を除きます。よって、福岡市情報公開条例第7条の規定に基づき提案内容の公表をする場合、その他市長が必要と認めるときには、参加表明書等及び提案書等の全部又は一部を使用できるものとします。

また、事業協定の締結に至らなかった応募者の提案書については、本市が福岡市情報公開条例第7条の規定に基づき応募内容を公表する場合を除き、本市による事業者決定過程等の説明以外の目的には使用しないものとします。

(5) 第三者への委託について

清掃、警備といった個々の具体的業務を第三者に委託することは可能ですが、管理に関する業務を一括して第三者へ委託することは禁止されています。

なお、委託の相手方は、「福岡市競争入札参加停止等措置要領」に基づく競争入札参加停止中又は排除措置中の者は委託先になることができません。

(6) 損害賠償と賠償補償保険

指定管理者の責めに帰すべき事由により損害が生じた場合は、指定管理者に損害賠償義務が生じることから、指定管理者は、下記の支払限度額を充たす賠償補償保険へ加入してください。

- ・身体事故 1億円（1名につき）、10億円（1事故につき）
- ・財物事故 2千万円（1事故につき）

(7) 施設関係資料の閲覧について

施設関係資料（図面、備品一覧、事業報告書）については、下記のとおり閲覧期間を設けます。持ち帰りやコピーはご遠慮ください。

【閲覧期間】 令和7年7月14日（月）～9月 1日（月）（土日祝日を除く）
午前10時～午後5時（正午～午後1時を除く）

【閲覧場所】 福岡市農林水産局総務農林部政策企画課
福岡市中央区天神1-8-1（福岡市役所本庁舎14階）

(8) 問い合わせ

＜主催者及び事務局＞

〒810-8620

福岡市中央区天神1-8-1（福岡市役所本庁舎14階）

農林水産局 総務農林部 政策企画課 指定管理候補者公募担当

TEL：092-711-4841

FAX：092-714-5583

E-mail：seisakukikaku.AFFB@city.fukuoka.lg.jp

※電子メールを送信の際は、件名冒頭に「【指定管理者公募】」と記載してください。